

広島県告示第八百九十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定によって、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	変 更 事 項	内 容		変 更 年 月 日
		新	旧	
一般社団法人 備北地域生活 支援協会	事務所の 所在地	庄原市東城町川東一四 七番地三	庄原市宮内町一一五七 番地	令和七年八 月八日
医療法人ハ ートフル	事務所の 所在地	廿日市市串戸五丁目一 番三五号	廿日市市陽光台五丁目 九番	令和七年九 月九日